

平成25年(ワ)第463号 仮処分申立却下決定に対する抗告事件
(原審・大阪地方裁判所 平成24年(三)第262号, 同第318号)
抗告人 253名
相手方 関西電力株式会社

答 弁 書

平成25年5月31日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

相手方代理人	弁護士	小	原	正	敏
	弁護士	田	中		宏
	弁護士	西	出	智	幸
	弁護士	原	井	大	介
	弁護士	森		拓	也
	弁護士	辰	田		淳
	弁護士	今	城	智	徳

目 次

第1	即時抗告の趣旨に対する答弁	4
第2	即時抗告の理由に対する答弁	4
1	「第1 原決定の重大な誤りとその原因について」について	4
2	「第2 本件発電所について、地震発生時における制御棒挿入時間の許容値が2.2秒と定められていること」について	5
(1)	「2 省令62号5条(耐震性)について」について	5
ア	「ア 平成22年12月2日付原子力安全委員会による耐震安全性評価についての決定(甲169号証の1)」について	5
イ	「イ 耐震設計技術指針記載の2.2秒が『一応の評価の目安』であることに対する反論」について	6
(2)	「3 省令62号22条(安全保護装置)について」について	8
(3)	「4 省令62号24条(制御材駆動装置)について」について	9
ア	「ア ①に対して」について	9
イ	「イ ②について」について	10
3	「第3 3連動の地震が発生した場合、本件発電所において2.2秒以内に制御棒が挿入されるとの疎明はされていない(争点2-2)」について	11
(1)	2.2秒以内に挿入されることの疎明について	11
(2)	抗告人らの主張する2.39秒について	12
(3)	抗告人らの主張する2.33秒について	13
(4)	原子力安全基盤機構(JNES)の試験結果について	14
(5)	国の審査の有無に関する主張について	15
4	「第4 念のため、挿入時間2.2秒をこえた場合の『具体的危険性』(争点2-3)について」について	15
5	「第5 F-6 破碎帯が活断層でないことについての主張立証(疎明)責	

	任は相手方にあり，相手方は主張疎明を尽くしていないこと」について…	17
6	「第6 F-6 破碎帯が活断層であるかどうかとの争点に関する原決定の判断の誤り」について ……………	18
7	まとめ ……………	18

第1 即時抗告の趣旨に対する答弁

- 1 本件抗告をいずれも棄却する。
 - 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。
- との決定を求める。

第2 即時抗告の理由に対する答弁

大飯発電所3号機及び4号機（以下、併せて「本件発電所」という）の運転停止を求める本件仮処分申立てを却下した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないことから、速やかに棄却されるべきである。

抗告人らが、2013（平成25）年5月10日付即時抗告理由書（以下、「理由書」という）において主張する抗告理由は、いずれも失当であり、以下において、必要な範囲で反論する。

1 「第1 原決定の重大な誤りとその原因について」について

抗告人らは、原決定の主張立証責任に関する判断について、「債権者ら（抗告人ら）は、制御棒挿入時間の問題とF-6破砕帯の問題はいずれも、上記基準（安全設計審査指針、耐震設計審査指針、安全評価審査指針等の基準 以下単に安全基準という）として主張しているものである」（理由書3頁21～23行）と述べ、「制御棒挿入時間の問題とF-6破砕帯の問題は、安全基準適合性の問題として債務者に主張立証責任をおわすべきところ、原決定は具体的危険性の問題として捉え、債権者らに主張立証責任を負わせた誤りがある」（理由書4頁20～22行）と主張する。

しかしながら、原決定の主張立証責任の考え方の是非については措くとして、原決定の考え方を前提とするとしても、原決定は、本件発電所の設置から再起動に至る経緯を詳細に検討し、本件発電所が現行の安全基準を満たしていること認定した上で、抗告人らにおいて具体的危険性があることについて主張疎明がなされない限り仮の差止めは認められないとしたものであって（原決定31～48

頁) , 当然の帰結である。もとより, 本件発電所が現行の安全基準を満たしていることは, 本件発電所が行政からその旨の承認を受け, 再起動が認められた事実からも明らかである。債権者らは, これに対して本件仮処分を申し立て, 3連動における制御棒挿入時間とF-6破砕帯という特定の問題を提示したものであり, 債権者らの主張が人格権に基づく差止請求であることに鑑み, これらの問題について債権者らが具体的危険性を主張疎明すべきであるとした原決定の判断には, 何らの不合理性もない。そして, 制御棒挿入性とF-6破砕帯の問題を含め, 原告人らが具体的危険性を主張疎明できていないのであるから, 却下は当然である。

2 「第2 本件発電所について, 地震発生時における制御棒挿入時間の許容値が2.2秒と定められていること」について

原告人らは, 本件発電所につき, 地震時における制御棒挿入時間の許容値が2.2秒と定められているとの主張を原審に引き続き行っているが, 以下に述べるとおり, これらの主張には理由がない。

(1) 「2 省令62号5条(耐震性)について」について

ア 「ア 平成22年12月2日付原子力安全委員会による耐震安全性評価についての決定(甲169号証の1)」について

原告人らは, 新たに甲169号証の1及び甲170号証を提出し, 本件発電所にかかる「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う耐震安全性評価」(以下, 「耐震バックチェック」という)において, 原子力安全・保安院が, 「関西電力が用いた評価基準値は以下のとおりである」「制御棒の挿入性に関する評価基準値については, 安全評価の解析条件である制御棒クラスタ落下開始から全ストロークの85%挿入までの時間2.2秒を制御棒挿入性に関する評価基準値(規定時間)とするとしている」(甲170, 37頁)と記載していること, 及び, これを受けた原子力安全委員会が, 本件発

電所に関する「動的機能維持評価に関し、制御棒挿入性については、原子炉設置許可を受けた時間内に挿入されることを確認した」（甲 169 の 1, 22 頁）と記載していることを引用し、「このように、原子力行政を司っていた国家の行政機関である原子力安全委員会が、制御棒挿入性に関し、評価基準値として 2.2 秒以内が妥当であることを認めているのであるから、耐震設計技術指針・・・にあるような 2.2 秒が、その字義どおりに『一応の評価の目安』であるはずもない」（理由書 7 頁 9～13 行）として、制御棒挿入時間 2.2 秒が「一応の評価の目安」などではなく、地震発生時の許容値である旨を主張する。

しかし、上記の原子力安全・保安院及び原子力安全委員会による文書（甲 169 の 1, 甲 170）は、相手方の提出した耐震バックチェックについての報告書に対するものであり、本件発電所に関し、相手方が制御棒挿入時間について 2.2 秒を評価基準値として設定したこと及び制御棒が 2.2 秒以内に挿入されることを確認したことについて、それらを妥当なものとして承認する旨の記載に過ぎない。そして、相手方が上記報告書において制御棒挿入時間について 2.2 秒を評価基準値としたのは、まさに、本件発電所に関しては、地震時の制御棒挿入時間について 2.2 秒が「一応評価の目安」に当たるからにほかならないのである。

したがって、これらの記載は、原決定が「2.2 秒は一応の評価の目安であり、債権者らが主張する許容値には該当しない」（原決定 50 頁 3～4 行）と認定したと何ら矛盾するものではなく、抗告人らの主張は、原決定に対する反論たり得ない。

イ 「イ 耐震設計技術指針記載の 2.2 秒が『一応の評価の目安』であることに対する反論」について

抗告人らは、耐震設計技術指針に記載された、制御棒挿入時間 2.2 秒が地震時における一応評価の目安であるとの内容に対する反論として、（i）

「阪神淡路大震災以前に作成された耐震設計技術指針に依って省令 62 号 5 条を解釈することが誤っている」（理由書 7 頁 21～22 行），（ii）「原決定も・・・安全解析等により安全性が確認されている 2.2 秒を地震時に流用する旨言及している」「そうであれば、『事故時』に 2.2 秒で制御棒が挿入されなければならないのであるから，地震時においても，同様に 2.2 秒が守らなければならないことは当然である」（理由書 8 頁 6～16 行），（iii）原子力安全・保安院の審査官は，地震が起こったからといって 2.2 秒の判断基準が変わるものではないと発言している（理由書 8～9 頁），（iv）「2.2 秒を超える場合には，相手方において地震時の過渡解析等を行うことにより燃料要素の冷却に関する安全性等が確認されることを主張疎明する責任がある」（理由書 9 頁 23～25 行）等と主張している。

しかしながら，これらのいずれも，抗告人らの独自の解釈に基づくものに過ぎず，原決定に対する反論たり得ない。

まず，（i）については，「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」（昭和 40 年 6 月 15 日通商産業省令第 62 号，以下，「省令 62 号」という）5 条につき，その解釈を定めた「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」（平成 17. 12. 15 原院第 5 号，以下，「『解釈』」という）において，具体的な評価方法は「原子力発電所耐震設計技術指針（追補版）」（JEAG4601-1991）によるべき旨が明確に規定されており（乙 38，10 頁，「解釈」第 5 条 2，8～15 行），抗告人らの主張は，この「解釈」の規定内容自体を否定するものにほかならず，独自の解釈と言わざるを得ない。

次に，（ii）については，原決定では，抗告人らによる引用部分に続き，「万一，地震時にこの値を超える場合には，過渡解析等により，燃料要素の冷却に関する安全性等を確認できれば，制御棒の地震時動的機能は維持されたものと判定する，としている」とされ，「結局のところ，2.2 秒は一

応の評価の目安であり、債権者らが主張する許容値には該当しないというべきである」との判断が明確になされている（原決定 49～50 頁）。抗告人らの主張は、かかる原決定の判示の一部を恣意的に引用した上で、原決定とは異なる結論を強引に導いているものであり、論理の飛躍がある。

また、(iii) については、制御棒挿入時間 2.2 秒は地震時においても「一応評価の目安」であり、地震時にもまずは 2.2 秒を満たすことが求められることから、その限りにおいて原子力安全・保安院の職員の発言はこれと矛盾するものではない。

さらに、(iv) については、主張立証責任の所在は措くとして、本件においては、相手方において、本件発電所の制御棒挿入時間は 2.2 秒以内であることを主張疎明し、さらに、仮に制御棒挿入時間が 2.2 秒を超えた場合でも安全性等が確認されていることについて主張疎明しているのであるから、抗告人らの主張は意味がない。

(2) 「3 省令 62 号 22 条（安全保護装置）について」について

抗告人らは、省令 62 号 22 条につき、その「解釈」における、「第 1 号の安全保護装置の機能の確認については、設置許可申請書の添付書類八の設備仕様及び同添付書類十において評価した運転時の異常な過渡変化の評価の条件に非保守的な変更がないことを確認すること」（乙 46, 60 頁）との記載を引用した後に、「すなわち、同省令 22 条は、安全保護装置と原子炉停止系統等とが併せ機能して、添付書類八及び添付書類十の仕様を充足する必要があることを定めているのである」と述べ、22 条が、安全保護装置だけではなく、原子炉停止系統に属する制御棒駆動装置にも適用されることを主張する（理由書 9～10 頁）。

しかし、一方で、安全保護装置は省令 62 号 2 条 8 号ハに規定され、他方で、原子炉停止系統は同条 8 号ロに規定されており（乙 46, 4 頁, 8 頁）、両者は

別個に定義された別個の概念であることから、安全保護装置を対象とする省令 62 号 22 条が、原子炉停止系統に属する制御棒駆動装置に適用されることはない。原決定もこの旨を正しく認定している（原決定 50 頁）。

抗告人らの主張は、原審における債権者らの主張（平成 24 年 10 月 9 日付債権者主張書面（以下、「債権者主張書面⑦」という）2～3 頁，平成 24 年 11 月 26 日付債権者主張書面（8）（以下、「債権者主張書面⑧」という）15～16 頁）の繰り返しである。これに対しては、相手方は既に反論済であり（平成 24 年 11 月 21 日付債務者主張書面 10～11 頁，平成 25 年 1 月 18 日付債務者主張書面（以下、「債務者主張書面⑦」という）17～18 頁），上記原決定はこれらの経緯を踏まえて判断されたものである。

（3）「4 省令 62 号 24 条（制御材駆動装置）について」について

ア 「ア ①に対して」について

抗告人らは、原決定が、省令 62 号 24 条の地震時への適用を否定した理由のうち、「耐震性に関しては省令 62 号 5 条が別途存在するから、仮に省令 62 号 24 条も地震時を想定した定めであるとする、5 条と 24 条が同一省令内で一部重複することとなり、その調整規定も存在しない以上、条文の体系としては整合性を欠くというべきである」（原決定 51 頁 11～14 行）とした部分に対し、省令 62 号 22 条が明文上地震時にも適用があることを取り上げ、22 条の対象とする安全保護装置については地震時に 5 条と 22 条とが重疊的に適用されるのであるから、24 条の対象とする制御棒駆動装置についても地震時に 5 条と 24 条とが重疊的に適用されてもおかしくない旨を主張する（理由書 11～12 頁）。

しかし、22 条 1 号は「運転時の異常な過渡変化が生じる場合又は地震の発生等により」（乙 46，60 頁）として、明文で地震時にも適用があることを規定しているのに対し、24 条は地震時への適用を規定しておらず、明ら

かに文言が異なる。また、内容的にも、24条が地震時にも適用があるとした場合には、同条により地震時にも制御棒挿入時間を2.2秒以内とすべきことになり、その場合、地震時の制御棒挿入時間について、2.2秒を一応評価の日安とし、それを超えた場合には過渡解析等により安全性を確認すればよい、との耐震性に関する5条の規定内容が全く無意味になることになる。

したがって、5条に加えて24条が地震時に適用されることはないとした原決定は妥当なものである。

イ 「イ ②について」について

抗告人らは、原決定が、省令62号24条の地震時への適用を否定した理由のうち、「添付書類八と添付書類十の制御棒挿入時間に関する記載は、地震時を想定して記載されたものではないと解されることからしても、24条の緊急停止時には地震によるものは含まないと解するのが相当である」

(原決定51頁15～18行)とした部分に対し、「そもそも、申請書の添付書類に過ぎない添付書類八及び添付書類十から、省令の規定内容を解釈することは許されない」とし、「添付書類八及び添付書類十が地震時を想定して記載されたものとは解せないことと、『緊急停止時』には地震によるものは含まれないということとは直結しない」「全く無関係である」と主張する(理由書12～13頁)。

しかし、省令62号24条に関する「解釈」自体が、「緊急停止時の制御棒の挿入時間は、設置許可申請書添付書類八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間を満たしていること」(乙46,66頁)として、規定の中で添付書類八や添付書類十に言及しているのであるから、その解釈において添付書類八や添付書類十の位置付けや内容を考慮することは何らおかしいものではない。

また、原決定は「添付書類八と添付書類十の制御棒挿入時間に関する記

載は、地震時を想定して記載されたものではないと解されることからしても」（下線は引用者）としており、この点だけではなく、前述の5条と24条の関係ないし条文の体系としての整合性をも併せ考慮した上で判断しているのであるから、抗告人らの主張は、原決定に対する反論たり得ない。

3 「第3 3連動の地震が発生した場合、本件発電所において2.2秒以内に制御棒が挿入されるとの疎明はされていない（争点2-2）」について

(1) 2.2秒以内に挿入されることの疎明について

抗告人らは、3連動の地震が発生した場合に、本件発電所において2.2秒以内に制御棒が挿入されるとの疎明はされていないと主張する（理由書14～15頁）。

しかし、主張立証責任の所在は措くとして、相手方は、原審において、3連動（FO-A～FO-B断層と熊川断層の連動を指す。以下、同じ）の場合の制御棒挿入時間が2.2秒以内であることにつき、解析手法及びその選択基準、並びに3連動の場合の制御棒挿入時間についての算定方法及び算定結果等の点から詳細に説明した（平成24年10月3日付債務者主張書面（以下、「債務者主張書面⑤」という）23～35頁、債務者主張書面⑦10～13頁）。

原決定は、これらの説明を踏まえて、「本件発電所における3連動の地震の場合の制御棒挿入時間については、債務者の主張する算出結果に合理性があり、これらは保守的な試算も含めていずれも2.2秒以内である。債権者らの主張する算出結果は、これに対して精度において劣るといふべきであり、債務者の主張する算出結果の妥当性を左右するものではない」（原決定57頁26行～58頁4行）との判断に至ったものである。

これに対し、抗告人らは、独自の発想に基づく主張を繰り返しているに過ぎない。

(2) 抗告人らの主張する 2.39 秒について

抗告人らは、「原決定は、抗告人らが示した 2.39 秒を精度が低いという一言で片付けているが、この数値はまともな根拠をもつものであることを次に示す」とした上で、(i)「2.39 秒は現行基準地震動での制御棒挿入時間の評価値である 2.16 秒から応答倍率法で求めたものである」と述べ、(ii)「その際の倍率としては、相手方が 1.99 秒を導いた場合と同じガル数比 1.46 倍を用いている」と述べている（理由書 15 頁 6～10 行）。

しかしながら、これらの主張は、抗告人らが「応答倍率法」やその他の制御棒挿入時間の算定方法を全く理解していないことを露呈している。

抗告人らの算定方法は、基準地震動 $S_s - 1$ に対する制御棒挿入時間 2.16 秒をもとに、通常時挿入時間 1.65 秒に対する挿入時間の遅れ (2.16 秒 - 1.65 秒) を 1.46 倍して、2.39 秒との数値を算定した、というものである。

$$1.65 + (2.16 - 1.65) \times 1.46 = 2.39$$

しかし、「応答倍率法」とは、地震動の全周期帯における最大比率ではなく、制御棒挿入経路を構成する機器の固有周期（揺れやすい周期であり、複数存在する）における応答比を求め、そのうちの最大値を用いることで保守性をもたせて、制御棒挿入時間の遅れ時間を算定するものである。抗告人らは「応答倍率法」を用いたと主張するが、抗告人らの算定方法は、地震動の全周期帯における最大比率 1.46 倍を用いており、応答倍率法とは全く異なる、いわば「非常に簡略な計算方法」というべきものである。

さらに、抗告人らの算定方法は、この「非常に簡略な計算方法」において、基準地震動 $S_s - 1$ に対する制御棒挿入時間 2.16 秒をもとにしており、この 2.16 秒自体が算定結果に保守性を持つ解析手法である応答倍率法を用いた結果である。

したがって、抗告人らによる算定方法は、「非常に簡略な計算方法」であることに加え、前提とする数値が保守性を有する応答倍率法によるものであ

ることから、保守性を二重に見積もった、極めて正確性に欠けるものである（債務者主張書面⑤31～32頁）。

なお、抗告人らの主張の(ii)は、相手方も「1.46倍」の比率を用いているとして、その正当性を主張しようとするものである。しかし、この相手方が「1.46倍」を用いて提示した1.99秒の値（原決定72頁別紙2(f)）は、原審裁判所から3連動の場合の制御棒挿入時間の説明を求められたことから、保守性を過度に見積もるため正確性を欠く結果とはなるが、非常に簡略な計算の例として、参考までに示したものに過ぎず（債務者主張書面⑤33頁）、これをもって「1.46倍」の比率を用いる「非常に簡略な計算方法」の正確性が根拠付けられるものではない。この点は、原決定が「保守的な試算として参考程度に取り扱うのが相当である」（原決定56頁26行～57頁1行）と正しく認定しているところである。

もとより、原決定は、抗告人らの主張する2.39秒との算定について、「この算出方法は、まず、基準地震動 S_s における制御棒挿入時間を応答倍率法で算出している点で、基準地震動 S_s における制御棒挿入時間を時刻歴解析法で算出した別紙2の(e)の算出結果より精度において劣り、さらに、非常に簡略な計算方法によって3連動の地震の場合の制御棒挿入時間を算出している点で、一層精度が落ちるといふべきである。したがって、(f)で保守的な試算として扱うこととした別紙2の(f)（こちらは(e)の算出結果を起点としている。）に比して精度において劣るといふべきである」（原決定57頁18～25行）として、十分な理解の上で正しく評価しており、この判断に何ら不合理な点はない。

(3) 抗告人らの主張する2.33秒について

抗告人らは、また、「直接 S_2 から応答倍率法で3連動の場合の値を導くと2.33秒になるので、大きな違いはない」と主張する（理由書15頁21～22

行)。

しかし、これも原審における主張の繰り返しに過ぎない(債権者主張書面⑦7～8頁)。抗告人らによる2.33秒の算定方法は下記の式のとおりと推測されるが(債権者主張書面⑦7頁図中の式)、これも「応答倍率法」ではなく「非常に簡略な計算方法」を用いたものであり、正確性に乏しいことに変わりはない。

$$1.65 + (1.92 - 1.65) \times (700/405) \times 1.46 = 2.33$$

なお、基準地震動 S_2 に対する制御棒挿入時間1.92秒をもとに、応答倍率法を用いて3連動の場合の制御棒挿入時間を算定した値は、2.04秒である(原決定72頁別紙2(d))。

(4) 原子力安全基盤機構(JNES)の試験結果について

抗告人らは、「2.39秒に根拠があることは、・・・原子力安全基盤機構(JNES)の試験に基づく実機解析結果との比較によって明らかになる」と主張する(理由書16頁1～3行)。

しかし、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下、「JNES」という)の解析は、国内の原子力発電所の制御棒挿入性に関して広く参考にするために行われたものであって、そこで前提とされた地震動等の諸条件は、本件発電所に設定されたものではない。そのため、制御棒挿入時間の算定結果についても、JNESの解析結果と本件発電所にかかる算定結果とでは、当然に数値が異なることになる。このことは、抗告人らが、原審において、JNESの解析結果を用いて算定した700ガルの地震動に対する制御棒挿入時間2.29秒(債権者主張書面⑧31～32頁)が、本件発電所の基準地震動 S_{s-1} (700ガル)に対する制御棒挿入時間を上回る(保守的な評価となる2.16秒をも上回る)ことから明らかである(債務者書面⑦20～21頁)。

したがって、2.39秒の妥当性をJNESの試験結果に求めようとする抗告

人らの主張は、そもそも意味のないものであり、失当である。

(5) 国の審査の有無に関する主張について

抗告人らは、「現行基準地震動での評価値 2.16 秒は国の審査を受けた結果であるが 1.88 秒は審査されていないことは裁判所の求釈明で確定している。それゆえ、2.16 秒に基づく 3 連動での評価値が 2.39 秒になるとの判断が正しい認定である」（理由書 16 頁 14～17 行）と主張する。

しかし、1.88 秒については、その数値自体についての審査は未了であるが、その数値を算定した手法である時刻歴解析法は、相手方の他の発電所において既に用いている手法であり、国の審査を受け、妥当性の確認を得たものである（乙 34, 45～46 頁）。これらの経緯を踏まえ、原決定は、「時刻歴解析法によって基準地震動 S_s における制御棒挿入時間を算出した算出方法（乙 18）とその結果（別紙 2 の (e) の 1.88 秒）についても妥当性を肯定することができる」（原決定 56 頁 14～16 行）と判断したものである。

また、応答倍率法により算定した基準地震動 S_s に対する制御棒挿入時間 2.16 秒との数値についても、耐震バックチェックの中間報告に対し、原子力安全・保安院から、応答倍率法の適用は支障がないものの、今後詳細評価を実施することが望ましい（乙 2, 35～36 頁）との前提で承認されたものである。この指示を受けて、相手方が改めて詳細評価として時刻歴解析法による算定を行ったところ、1.88 秒との算定結果が得られたのである。したがって、2.16 秒が国の審査済であるから正確であり、1.88 秒が国の審査未了であるから正確ではないとの抗告人らの主張は、全く妥当しない。

4 「第 4 念のため、挿入時間 2.2 秒をこえた場合の『具体的危険性』（争点 2-3）について」について

原決定は、地震時に仮に制御棒挿入時間が 2.2 秒を超えてとしても、過渡解

析等により燃料要素の冷却に関する安全性を確認できれば、省令 62 号 5 条の耐震性を満たすとした上で、甲 55 号証、甲 142 号証、甲 127 号証を取り上げ、その安全余裕の大きさを確認し、「これらの事情によれば、制御棒挿入時間が 2.39 秒であったとしても、解析結果上は何らかの危険性が生じる状況はうかがわれない」（原決定 59 頁 12～14 行）と判断した。

この原決定の判断に対し、抗告人らは、原決定が甲 55 号証を判断の根拠とした点について、「耐震設計技術指針は、地震時の過渡解析を求めているのに、感度解析でよいとしている」「甲 55 号証でいう感度解析は、通常の事故解析で、単に制御棒挿入時間だけを変化させ、他の条件をすべて固定したとき、結果にどのような影響が現れるかを見る解析である」「しかし、耐震設計技術指針で要求されているのは地震時の過渡解析である」等と主張する（理由書 17～18 頁）。

これらの抗告人らの主張は、要するに、制御棒挿入時間が 2.2 秒を超えた場合には「過渡解析」により燃料要素の冷却に対する安全性を確認する必要があるのに、原決定の依拠する甲 55 号証の安全余裕に関する検討は「感度解析」であり、「過渡解析」とは異なるものであるから、原決定の判断は誤っている、との旨を述べたものと理解できる。

しかし、甲 55 号証における検討は、過渡解析を用いたものにほかならず、抗告人らの主張は全く的外れのものである。原決定の判断には何らの不合理性もない。

まず、過渡解析とは、ある現象につき、時間の経過に伴ってどのように状態が変化するかを解析することである。他方、感度解析とは、いくつかの条件により状態が決まる場合において、特定の条件を別の値に変更して、ある現象の状態を解析することである。甲 55 号証における検討は、蒸気発生器伝熱管破損等の事象（上記の「ある現象」に相当する）について、原子炉の温度、圧力等の状態が時間とともにどのように変化していくかを解析したものであり、ま

た、制御棒挿入時間（上記の「いくつかの条件」のうちの「特定の条件」に相当する）を別の値（例えば、3秒や4秒）に変更して、原子炉の温度、圧力等の状態を解析したものである。つまり、この甲55号証における検討は、時間の経過に伴う状態変化を解析したという点からは過渡解析に当たるものであり、制御棒挿入時間という特定の条件を別の値に変更した場合の状態を解析したという点からは感度解析に当たるものである。

要するに、原告人らは、甲55号証での具体的検討内容や「過渡解析」「感度解析」の定義を正確に認識しないまま主張しているに過ぎない。

5 「第5 F-6 破碎帯が活断層でないことについての主張立証（疎明）責任は相手方にあり、相手方は主張疎明を尽くしていないこと」について

原告人らは、F-6 破碎帯が活断層に当たらず、本件発電所が耐震設計審査指針を満たしていることを相手方が主張疎明しなければ、原子炉施設の安全性が確保されず、深刻な災害を引き起こす危険性が事実上推認されることになる筈であるが、原決定は、相手方がF-6 破碎帯が活断層に当たらず、本件発電所が耐震設計審査指針を満たしていることについての主張疎明を尽くしたとは到底言えないにもかかわらず、F-6 破碎帯が活断層であることの主張立証責任を原告人らに課して原告人らの申立てを却下したものであり、不当であると主張している（理由書18～22頁）。

しかしながら、原決定の主張立証責任の考え方の是非については措くとして、原決定の結論自体には何らの誤りもなく、その点で原告人らの主張には何らの理由もない。

すなわち、F-6 破碎帯については、昭和60年の原子炉設置変更許可申請時及び平成18年の耐震バックチェック時において、専門家による審議を経て、原子力安全・保安院、原子力安全委員会等により、耐震設計上考慮すべき活断層ではない旨の判断・評価がなされたのであり、相手方はその旨を主張疎明した

のであるから（平成 24 年 8 月 10 日付債務者主張書面 12～14 頁），それにもか
かわらず具体的危険性が発生すると主張するのであれば，抗告人らにおいて具
体的に主張疎明を行うべきである。

この点抗告人らは，原子力規制委員会の「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に
関する有識者会合」において現地調査等が行われている現状をもって，相手方
の主張疎明は不十分であるとも主張するが（理由書 21 頁），耐震設計上考慮す
べき活断層ではない旨の判断・評価は覆されたものではなく，原決定が「現在
までに提出された証拠関係の下においては，上記のずれは断層運動によるもの
と認めることはできないというべきである」（原決定 64 頁 23～25 行），「現
段階では F－6 破碎帯が活断層に該当すると認めるに足りる疎明はない」（原
決定 65 頁 25～26 行）と判断したことに，何ら誤りはない。

6 「第 6 F－6 破碎帯が活断層であるかどうかとの争点に関する原決定の判 断の誤り」について

抗告人らは，F－6 破碎帯は活断層に該当すると認めることはできないとの
原決定の認定を繰り返し批判しているが（理由書 22～25 頁），上記 5 で述べた
とおり，同破碎帯は耐震設計上考慮すべき活断層ではない旨の従前の判断・評
価は覆されておらず，原決定の判断には何の問題もないものである。

7 まとめ

以上述べたとおり，本件抗告は何ら理由がないことから，速やかに棄却され
るべきである。

以 上